

市民と市長の対話集会「市長と語らん会」実施要領

1 目 的

市長が広く地域に出向き、市民及び各種団体の市政への意見を聴き、質問に答えるなど直接対話を行う場を設けることにより、市民ニーズの把握と寄せられた意見等を市政へ反映するとともに、市政に対する市民の関心を高めることを目的とします。

2 開催方法

(1) 開催単位

ア 地域集落 広く市民の意見を聴くため、対象範囲や対象人数を限定しないこととします。ただし、地域集落の代表者と連絡調整の上、お申込みください。

イ 各種団体 原則、市内に在住、在勤、在学している 10 人以上の団体を対象とします。

(2) 申込方法

希望する開催日の 30 日前までに、申込書(様式 1)により企画政策課に申し込んでください。対話したいテーマや質問を事前に申し受けます。

日程や内容等を確認の上、開催が決定しましたら諾否通知書(様式 2)により連絡します。

(3) 開催日時

祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く日とし、午前9時から午後9時までの間で1時間程度とします。

(4) 開催場所

開催場所は市内に限ります。

(5) 出席者

市長、企画政策課職員

(6) 結果報告

終了後に、実施結果報告書(様式 3)により結果を報告してください。

(7) その他

会場手配、関係者への周知等は、申込者において行ってください。

3 注 意 点

(1) 政策等についてご意見をいただき、市政に反映することを目的としているため、地域要望・陳情や個人的な要望についてはお受けできません。なお、地域要望・陳情については、地域創生課又は北部事務所が窓口となっていますので、必要に応じて要望書の提出や相談をお願いします。

(2) 質疑等において、目的外の質問、意見等が多く出る場合は、開催途中でも市長が退席する場合があります。

(3) 特定の政党、宗教、営利を目的とするものはお受けできません。

(4) 申込みがあつた場合でも、テーマや質問の内容によってはお断りする場合があります。

4 申込み先・問合せ先

魚沼市役所 総務政策部 企画政策課 電話 025-792-1425